

タイ向けりんご等の生果実生産園地等登録 申請に係る手続き等について

青森県りんご果樹課
令和3年度版

説明項目

1. 生産園地の登録
2. 選果こん包施設の登録
3. こん包表示
4. 選果こん包施設における適合証明書の取得
5. タイ政府による残留農薬検査の強化

1.生産園地の登録①（実施要領第3）

【新たに登録したい生産園地が対象】

- ① 生産者又は生産者が属する生産者団体の責任者は、生果実登録生産園地申請書（第1号様式）を作成
- ② 上記①を、県りんご果樹課へ提出 ※事前確認の実施

【提出期限】

輸出する生果実の収穫開始日前である四半期の指定する期日

⇒ **令和3年産りんご・もも・ぶどう：令和3年6月23日（水）必着**

【提出先】

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県りんご果樹課 流通加工グループ 宛

【事前確認】

当申請書を提出する前に、当課担当者へFAX（017-734-8143）又はメール（kei_miura@pref.aomori.lg.jp）により、当申請書を事前確認してもらった方が効率的である。

1.生産園地の登録②（実施要領第3）

【生産園地の登録条件】

- ① 県又は農協その他団体が定めるGAPを踏まえ、農薬の適正使用等病虫害防除及び栽培管理が行われていること（GAP取得は義務づけるものではない）。
- ② 生産者により、生産園地の管理に係る記録が作成され、少なくとも2年間保管されること。

【申請書の記載内容の変更】

当申請書の提出後（登録済みも含む）、その記載内容に変更があったときは、速やかに変更後の申請書を県りんご果樹課へ再提出する。

(参考) 登録生産園地申請書の記載例①

第1号様式(第3関係)

タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請書【記載例1：産地市場の生果実を輸出する場合】

青森県農林水産部りんご果樹課長 殿

年 月 日

①申請者である会社名(組合名・団体名・法人名)、住所、代表者(責任者)の職名・氏名、連絡先を記載する。

②忘れずに、押印する。

申請者
住所
氏名
電話番号

弘前市蔵主町100-1
株式会社植防アップル
代表取締役社長 植防一郎
0172-99-9999



③同一地域で、産地市場が異なる場合は、それぞれ記載する。

④産地市場名を記載する。

下記の生産園地をタイ向けりんご等の生果実登録生産園地として申請します。

生産園地名 Name of orchard	生果実名 Name of fruits	申請者氏名(名称) Name of person in charge	生産園地の所在地 Address of orchard	備考 Notes
弘前地域 Hirotsaki area	りんご Apple	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	弘前市 Hirotsaki city	包括申請
平川地域 Hirakawa area	りんご Apple	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	平川市 Hirakawa city	包括申請
板柳地域 Itayanagi area	りんご Apple	青森印青い森青果(株) Aomorishirushi Aoimoriseika kabukaisya	板柳町 Itayanagi town	包括申請
板柳地域 Itayanagi area	りんご Apple	青い森りんご市場株式会社 Aoimoringoshijyou kabushikikaisya	板柳町 Itayanagi town	包括申請
藤崎地域 Fujisaki area	りんご Apple	青い森りんご市場株式会社 Aoimoringoshijyou kabushikikaisya	藤崎町 Fujisaki town	包括申請

⑤「生産園地名」に対応した市町村名を記載する。

⑥「包括申請」と記載する。

⑦当該生産者のリストを別途作成し、保管しておくこと。

(注) 1 生産園地名、生果実名、申請者氏名(名称)及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。

(参考) 登録生産園地申請書の記載例②

第1号様式(第3関係)

タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請書【記載例2：生産園地の生果実を輸出する場合】

青森県農林水産部りんご果樹課長 殿

年 月 日

①申請者である会社名(組合名・団体名・法人名)、住所、代表者(責任者)の職名・氏名、連絡先を記載する。

②忘れずに、押印する。

申請者
住所
氏名
電話番号
弘前市蔵主町100-1
株式会社植防アップル
代表取締役社長 植防一郎
0172-99-9999

印

③当該園地が、他園地と区別できるよう「園主名+(地域名)+果樹園」と記載する。

④「園主名(姓一名)、または法人名」を記載する。

下記の生産園地をタイ向けりんご等の生果実登録生産園地として申請します。

⑤「園地住所」を記載する。

生産園地名 Name of orchard	生果実名 Name of fruits	申請者氏名(名称) Name of person in charge	生産園地の所在地 Address of orchard	Notes
【例1】一市町村に登録したい生産園地が1か所のみで、その園地の生果実を輸出する場合				
弘前 太郎 果樹園 Tarou Hirosaki orchard	りんご Apple	弘前 太郎 Hirosaki Taro	鶴田町大字大巻字前川12-100 12-100,maekawa,ohmaki,Tsuruta-machi,Kitatsugaru-gun	
植防ファーム 果樹園 Syokuboufaem orchard	りんご Apple	植防ファーム Syokuboufarm	平川市金屋字山田23-56 23-56,kanaya,yamada,Hirakawa ctty	
【例2】一市町村に登録したい生産園地が複数あり、その園地の生果実を輸出する場合				
弘前地域 Hirosaki area	りんご Apple	株式会社植防アップル Kabushikikaisya Syokubouapple	弘前市 Hirosaki ctty	包括申請
大鰐地域 Owani area	りんご Apple	株式会社植防アップル Kabushikikaisya Syokubouapple	大鰐町 Owani town	包括申請
		⑥「申請者名」を記載する。	⑦「生産園地名」に対応した市町村名を記載する。	⑧「包括申請」と記載する。
				⑨当該生産者氏名及び園地所在地のリストを別途作成し、保管しておくこと(実施要領第3の3)。

(注) 1 生産園地名、生果実名、申請者氏名(名称)及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。

2 包括申請を希望する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

2.選果こん包施設の登録①（実施要領第4）

【新たに登録したい選果こん包施設が対象】

- ① 選果こん包施設の責任者は、生果実登録選果こん包施設申請書（第4号様式）を作成
- ② 標準作業手順書（出荷規格）を作成 ※別紙参考
- ③ 上記①及び②を、県りんご果樹課へ提出（※事前確認の実施）

【提出期限】

輸出する生果実の収穫開始日前である四半期の指定する期日

⇒ **令和3年産りんご・もも・ぶどう：令和3年6月23日（水）必着**

【提出先】

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県りんご果樹課 流通加工グループ 宛

【事前確認】

当申請書を提出する前に、当課担当者へFAX（017-734-8143）又はメール（kei_miura@pref.aomori.lg.jp）により、当申請書を事前確認してもらった方が効率的である。

2.選果こん包施設の登録②（実施要領第4）

【選果こん包施設の登録条件】

- ① 生果実の等級付け、選果こん包、病虫害被害果の除去等に係る標準作業手順書を有し、かつ、それに従って作業を行い、検疫対象病虫害の寄生果が混入しないこと。
- ② 施設内に登録生産園地以外で生産された生果実がある場合は、タイ向け生果実と物理的に隔離して保管できること。
- ③ 選果こん包を行うタイ向け生果実の生産者情報に係る記録を作成し、2年間保管すること。

※上記①及び②について、原則として年1回以上、植物防疫官が確認する。

【申請書の記載内容の変更】

当申請書の提出後（登録済みも含む）、その記載内容に変更があったときは、速やかに変更後の申請書を県りんご果樹課へ再提出する。

(参考) 登録選果こん包施設申請書の記載例

第4号様式(第4関係)

タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請書【記載例】

青森県農林水産部りんご果樹課長 殿

②忘れずに、押印する。

年 月 日

①選果こん包責任者の会社名(組合・団体名・法人名)、住所、氏名、連絡先を記載する。

選果こん包責任者
住所
氏名
電話番号
弘前市蔵主町100-1
株式会社植防アップル
黒石一郎
0172-99-9999



③登録申請の対象となる選果こん包施設を記載する。また、当施設の所在地(住所)と連絡先(電話番号)記載する。

④上記①の選果こん包責任者と同一人物となる。英文併記では、「姓一名」とすること。

下記施設をタイ向けりんご等の生果実登録選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名※ Name of packinghouse	生果実名 Name of fruits	選果こん包施設の 所在地※及び連絡先※ Address and phone number	選果こん包施設 責任者氏名 Name of person in charge	備考 Notes (※印部分)
株式会社植防アップル選果場 Kabushikikaisya Syokubouapple senkajyou	りんご Apple	弘前市長島12-34 12-34,Nagashima,Hirosaki-ctiy 0172-××-××××	黒石 一郎 Ichirou Kuroishi	☐ 施設名 ☐ 所在地 ☒ 連絡先
株式会社植防アップル第2選果場 Kabushikikaisya Syokubouapple dainisennkajyou	りんご Apple	弘前市大字下白銀町字長島34 34,Ngashima,Shimoshiroganemachi,Hirosaki-ctiy 0172-××-××××	黒石 一郎 Ichirou Kuroishi	☒ 施設名 ☒ 所在地 ☒ 連絡先
⑤「りんごApple」、「ぶどうGrape」、「ももPeach」、「さくらんぼCherry」など生果実名を記載する。		⑥生果実の等階級、病虫害被害果の除去等に係る「標準作業手順書」の写しを添付する(別紙参考)。		☐ 施設名 ☐ 所在地 ☐ 連絡先
⑦植物防疫所ホームページに掲載する際、非公表したい項目をチェックする。なお、選択しない場合は、全て公表となる(責任者氏名は公表)。				

- (注) 1 標準作業手順書の写しを添付すること。
2 選果こん包施設名、生果実名、所在地及び責任者氏名については、英文併記とすること。
3 登録後に植物防疫所ホームページに掲載されることを望まない場合は、備考欄にその旨を記載すること。

3.こん包表示（実施要領第5）

参考様式(第5(7)関係)

タイ向けりんご等の生果実のこん包の表示【記載例】

Product or produce of Japan	
Name of exporting company	Kabushikikaisya Syokubouapple
Name of fruit	Apple
Packinghouse code (PHC)	A M - 〇〇〇
Production unit code (PUC)	〇 2 - 〇〇〇〇
EXPORT TO THAILAND	

 輸出者名（会社名）
 品目名
 選果こん包施設登録番号
 生産園地登録番号

【留意事項】

- 1.輸出者名及び品目名は、英語表記。
- 2.生産園地等登録番号は、複数記入は可能。ただし、最大3個までとする。
- 3.表示（ラベル）の大きさの指定はないが、見やすいサイズとすること。

（参考：台湾こん包ラベルの横幅8 cm以上）

※ラベルの原案を作成したら、植物防疫所に、F A X等により事前確認してもらった方が良い。

4.選果こん包施設における適合証明書の取得①

タイに青果物を輸出する事業者の皆様へ

～ 2019年8月25日から証明書が必要になります ～

- ✓ タイに青果物を輸出する事業者の方々は、2019年8月25日から、食品衛生の観点から、選果・梱包を行う施設でタイの基準に適合する証明書等を取得いただき、輸出の際にその証明書等を添付する必要があります。

■ 食品衛生に係る証明書が必要になる品目

生鮮果実	バナナ、栗、ドラゴンフルーツ、カンターループ、メロン、ランブータン、レモン、スイカ、ザクロ、グアバ、ナツメ、マンゴー、パパイヤ、サボジラ、リュウガン、イチゴ、マンダリンオレンジ、オレンジ・ダイダイ及びこれらのハイブリッド種、キノット、willow leaf sower orange、 <u>梨、ブドウ、リンゴ</u>
生鮮野菜	ニンニク、ラッキョウ、中国ニンニク、ロマネスコを含むカリフラワー、サボイキャベツを含むキャベツ、チャイブ、ガランガル、カイラン、人参、ネギ、モヤシ、ヤサイカラスウリ、キュウリ、ジョウロクササゲ、エンドウ、芽及び茎を含むブロッコリー、バジル、カミメウキ、スイートバジル、ツボクサ、ホウレンソウ、ハクサイ、アマランサス、ヨウサイ、ゴートホーンペッパー及びホットペッパーを含む唐辛子、パプリカを含むピーマン、カボチャ、トマト、タイ茄子、じゃが芋、エシャロット、人工栽培によるヤナギマツタケ、ブナシメジ、キクラゲ、蜜芝、椎茸、フクロタケ、シロキクラゲ等のキノコ等

○ 使用できる証明書について

以下に掲げる規格はタイ王国FDAがタイの基準と同等以上と認めており、タイ向け輸出に際し、その認証書または適合証明書を使用することができます。なお、使用する場合、英文認証書・適合証明書の原本証明がなされた複写の提示が求められます。

- ① タイ向け青果物の選別及び梱包工程に係るJFS規格 ver. 1.0
- ② JFS-B規格（製造セクター:E）ver. 1.1
JFS-C規格（製造セクター:E）ver. 2.2, 2.3
- ③ GLOBAL G. A. P. ver. 5.1, 5.2（選果・梱包施設部分（「生産物の取り扱い」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ④ ASIAGAP ver. 2.1, 2.2（選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ⑤ JGAP 2016（選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ⑥ FSSC22000 ver. 4.1または 5、ISO22000:2005、BRC Global Standard for Food Safety等の規格の認証

* 都道府県から発行される証明書も使用できます（都道府県によって対応状況が異なりますので、それぞれの都道府県にお問い合わせいただくか、裏面のお問い合わせ先に連絡下さい）。

農林水産省

対象果実：梨・ぶどう・りんご

○ 主な証明書の取得方法

- (1) タイ向け青果物の選別及び梱包工程に係るJFS規格 ver. 1.0

JFSMホームページに公表されている監査会社が、規格の監査及び適合証明を行います。事業者の方は以下のサイトに掲載のある監査会社の中から申請先を決め、監査を受けてください。

→https://www.ifsm.or.jp/information/2019/190619_000382.php

- (2) 都道府県が発行する証明書

都道府県ごとに証明書を発行できるかどうか、その時期は異なります。詳しくは各都道府県庁にお問い合わせください。

*なお、認証を受ける施設については、りんご、なし、いちご、ぶどう、メロン、すいか、きゅうり及びトマト等については植物防疫上の施設登録等を行う必要があります。詳しくは最寄りの植物防疫所へお問い合わせ下さい。（参考）

<http://www.maff.go.jp/pops/i/guidance/outline/contact.html>

○ 財政的支援

タイ向けJFS認証等タイ向け輸出に必要な証明書の取得経費を支援します。

- ① 国際的認証資格取得等支援事業（補助率1/2上限）（公第7/2～7/23締切）

*補助対象経費：認証取得のために必要な文書作成費、分析検査費、コンサルティング経費、適合証明書取得のための監査会社による監査費用等→<http://www.maff.go.jp/i/supply/hozvzo/shokusan/190702.html>

- ② **令和3年度事業は、農水省HP参考**

*補助対象経費：輸出拡大支援事業として申請取得が必要となる場合は、認証取得のために必要な文書作成費、備品費、分析検査費、コンサルティング経費等が対象となります。

※適合証明書取得のための監査費用は対象外です。

※輸出拡大を図ることが事業の要件です。

（参考）3次公第時の資料を照会しますので、今後の参考にして下さい。

http://www.maff.go.jp/i/supply/hozvzo/seisan/190515_1.html

■ お問い合わせ先

食料産業局 輸出促進課 海外輸入規制対策室 事業者支援班 ☎ 03-3501-4079(直通)

（関連サイト）<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

<財政的支援の②について>

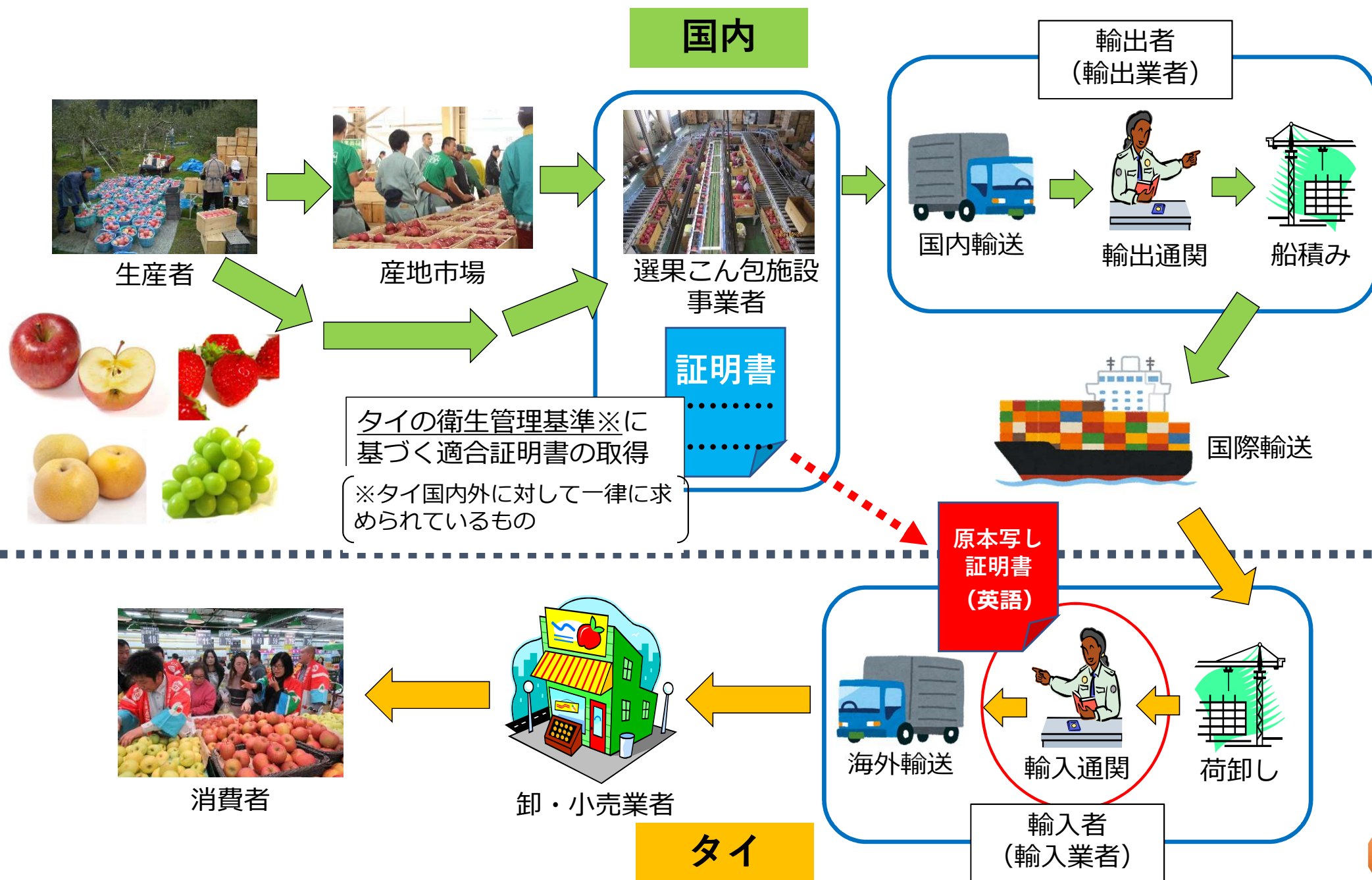
生産局 園芸流通加工対策室 輸出促進班 ☎ 03-3502-5958(直通)

北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 ☎ 011-330-8807

東北農政局生産部園芸特産課 ☎ 022-221-6193

関東農政局生産部園芸特産課 ☎ 048-740-0434

(参考) タイ向け青果物選果こん包施設に係る輸入規制のイメージ



4.選果こん包施設における適合証明書の取得②

<タイ向け青果物の選果及び梱包工程に係るJFS規格>

- ❑ 一般財団法人食品安全マネジメント協会（JFSM）が 承認・登録した監査会社（令和元年7月現在：14社登録）による監査の実施
- ❑ 監査費用は約15～25万円 ※農水省補助金が活用できる可能性あり
- ❑ 監査（書類・現地）の結果、適合判定となった場合、適合証明書（認定書）を発行
- ❑ 輸出で使用する適合証明書の原本証明は、監査会社に別途申請

<県が発行する証明書>

- ❑ 「タイ王国向け輸出の選果こん包施設に係る証明制度実施要領」に基づき、県りんご果樹課による申請書類の確認及び現地検査の実施
- ❑ 現地検査の結果、適合判定となった場合、県証明書を発行
- ❑ 申請書受付から証明書発行まで、約3週間
- ❑ 輸出で使用する県証明書の原本証明は、県りんご果樹課に別途申請（1通あたり県収入印紙750円が必要）
- ❑ 今年度の申請書受付期間は、令和3年7月20日から令和4年2月28日まで

5.タイ政府による残留農薬検査の強化①

日本貿易振興機構（ジェトロ）ホームページより

ビジネス短信用のコンテンツ一覧

青果物輸入・販売時の残留農薬検査の方針発表

(タイ)

このページを印刷する

バンコク発 2020年02月06日

添付資料 (284 KB)

次ページ

タイ保健省食品・医薬品局は1月24日、青果物の残留農薬検査などの方針を発表した。

今回の通知 (日本語版は添付資料参照) では、輸入のたびにFDA通関で青果物の残留農薬検査、輸入者の名前や所在地などを示すラベルの確認を行う方針を示した。残留農薬検査は、青果物の生産国の政府機関や一定の民間機関による分析結果証明書の提示で代替できるとされている。輸入青果物以外にも、タイ国内の選別・梱包（こんぼう）工程や販売施設も検査対象とすることが記載され、2月3日には国内の大手卸売市場タラートタイで抜き打ち検査が行われるなどの動きが出ている。

通知は、青果物の選別・梱包施設に対して衛生に関係する条件を満たすよう定めた保健省告示第386号（2017年8月公布、2019年8月から本格施行。2018年11月29日記事、2019年9月6日記事参照）の運用方針を示すものとなっている。保健省の担当官によると、対象は保健省告示第386号付属文書1（タイ語、英語、日本語版訳）が規定する品目という。

この背景には、グリホサートとパラコート、クロルピリホスの3種の農薬について、タイ政府が規制を検討してきた経緯がある。2019年10月に国家危険物質委員会（NHSC）がこれら農薬の使用を12月から禁止する決議を採択したが、11月に同委員会が、その決議を覆し、グリホサートの使用禁止を見送るとともに、パラコートとクロルピリホスの使用禁止の開始時期を6カ月延期することとした。この間、タイ国内の農業団体や外国政府の反対などがあつたとみられる。

1月28日のアヌティン副首相兼保健相の記者会見では、3種の農薬の禁止について言及した。こうした動きを踏まえ、今回の通知につながったようだ。

これまで青果物については、海港を中心にランダムで残留農薬検査が行われてきたが、検査結果は通関後に一定期間が経過してから通知されるケースも少なくなかった。上述の担当官によると、今回の通知により、簡易検査キットを使って最速15分程度で結果を出すことも想定しているとしており、結果次第では輸入ができないこともあり得る。

2月4日現在、主要港湾で今回の通知の本格運用はなされておらず、今後の動きに注意が必要だ。

(福田かおる、ウォンパタラクン・ヤーダー)

<趣旨>

タイ政府では、タイ側の通関時に、

◆ 輸入青果物の残留農薬検査の実施

または、

◆ 輸入青果物の残留農薬分析結果の提出

による確認を実施する方針

梨・ぶどう・りんごが対象

➤ グリホサート（商品名：ラウンドアップ、タッチダウン）

➤ パラコート（商品名：プリグロックス）

➤ クロルピリホス（商品名：ダズバンDF）

5.タイ政府による残留農薬検査の強化②

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

(仮訳)

食品医薬品局通知

件名 農業有害物質の残留が有り得る野菜及び果物の監視施策に関する説明

現在、パラコート、クロルピリホス、グリホサート等の農薬が多く使われており、基準値を超える残留が生じるという問題が確認されており、消費者への健康被害が懸念される。食品・医薬品局は消費者が安全な製品の提供を受けることが出来るよう保護する役割を持つ組織として、また保健省告示「残留有害物質を含有する食品」及び「特定生野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」に従うため、農業有害物質の残留が有り得る野菜及び果物の監視施策について説明し、以下の通り実施する。

1. 法令に従うため、輸入の都度、食品医薬品検査所(FDA Checkpoint) (訳注：FDA 通関) にて、野菜及び果物の農業有害物質の残留及びラベル表示を検査する。または、輸入業者は当該ロットの野菜及び果物の農業残留有害物質の分析結果証明書を提示すること。その証明書は生産国の管轄政府機関、またはISO/IEC17025 に従った分析機関能力認定を受けた民間機関により発行されたものであること。

2. 法令に従うため、野菜及び果物の農業残留有害物質及びラベル表示を検査する。タイ全国の選果梱包施設における選果梱包工程も検査対象とする。

3. 法令に従うため、全国の販売施設で野菜及び果物における農業残留有害物質を検査する。

選果梱包工程を経た野菜及び果物の輸入業者、選果梱包業者、野菜及び果物販売業者は、厳密に消費者に情報を開示出来るラベル、表示、記録を準備しておかなければならない。

食品・医薬品局が違反を確認した場合は、厳密に法令を運用する。検査により基準値を超える農業残留有害物質が検出された場合は、規格に合わない食品とみなし5万バーツ以下の罰金刑に処す。農業残留有害物質の量が健康に有害な高い分量であった場合は、清潔ではない食品と見なし、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑、又は併科に処す。

2020年1月24日

パイサーン・ダンクム

食品医薬品委員会事務局長

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロが作成した非公式なものです。正確性を保証するものではなく、本情報の採否は自身の判断をお願いします。万一、不利益を被る事態が生じても、ジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

- 農水省では、施行時期や検査内容等についてタイ政府側に確認中。
- しかし、今年4月現在、同国からは明確な回答がない状況。



<対応方針（案）>

タイ政府の通知は、具体的な内容が不明であり、また、同国からの情報がない状況であることから、当面は、**同国側の通関時における残留農薬検査による対応**とする。

なお、農水省から新たな情報等があれば、速やかに関係者に通知する。

(参考) 当資料、実施要領及び申請書様式（記載例）は、
県庁りんご果樹課ホームページから入手できます。

新着情報

ホーム > 組織でさがす > 農林水産部 > りんご果樹課 > タイ向けりんご等生果実に係る輸出手続について

画面表示等の変更

タイ向けりんご等生果実に係る輸出手続について

更新日付: 2019年4月4日 りんご果樹課

先般、タイにおいて、タイ向け生果実の新たな植物検疫条件の設定に係る規則が官報告示され、30日後に施行されることになりました。

- ・2019年2月25日付け官報告示(同年3月27日付け施行):「日本なし」、「もも」、「さくらんぼ」、「ぶどう」
- ・2019年3月1日付け官報告示(同年3月31日付け施行):「りんご」、「いちご」

同国の施行に伴い、農水省では、当生果実の輸出検疫実施要領について、2019年3月31日に施行する予定です。よって、本年3月31日以降、同国へ輸出する場合、当輸出検疫実施要領に基づき、生産園地及び選果こん包施設の登録が必要です。

なお、昨年、登録された生産園地及び選果こん包施設については、改めて登録申請する必要はありません。

【今後の予定】

当年産りんごの生産園地及び選果こん包施設の登録申請は、毎年6月21日までに当課へ郵送により提出するようお願いします。

なお、2019年に限り、4月の登録申請として、4月22日を提出期限として新たに設定します。

(参考)農林水産省植物防疫所ホームページ(平成31年4月1日更新)

「タイ向け輸出に係る日本産りんご、日本なし、もも、さくらんぼ、いちご及びぶどうの生果実の生産園地及び選果こん包施設の登録について」

タイ向け生果実輸出検疫実施要領(平成31年3月31日制定)[374KB]

第1号様式～第6号様式[21KB]

【県申請用】タイ向け輸出入りんご生産園地登録申請書(第1号様式)

Excelファイル[12KB]

PDFファイル[4KB]

記載例[51KB]

【県申請用】タイ向け輸出入りんご選果こん包施設登録申請書(第4号様式)

Excelファイル[12KB]

タイ向け輸りんご等の生果実登録生産園地申請書

年 月 日

青森県農林水産部りんご果樹課長 殿

申請者
住所
氏名

電話番号

印

下記の生産園地をタイ向けりんご等の生果実登録生産園地として申請します。

生産園地名 Name of orchard	生果実名 Name of fruits	申請者氏名(名称) Name of person in charge	生産園地の所在地 Address of orchard	備考 Notes

(注) 1 生産園地名、生果実名、申請者氏名(名称)及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。
2 包括申請を希望する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

第4号様式(第4関係)

タイ向け輸りんごの生果実登録選果こん包施設申請書

年 月 日

青森県農林水産部りんご果樹課長 殿

選果こん包責任者

住所

氏名

印

電話番号

下記施設をタイ向けりんご等の生果実登録選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名※ Name of packinghouse	生果実名 Name of fruits	選果こん包施設の 所在地※及び連絡先※ Address and phone number	選果こん包施設 責任者氏名 Name of person in charge	備考 Notes (※印部分)
				☐ 施設名 ☐ 所在地 ☐ 連絡先
				☐ 施設名 ☐ 所在地 ☐ 連絡先
				☐ 施設名 ☐ 所在地 ☐ 連絡先
				☐ 施設名 ☐ 所在地 ☐ 連絡先

(注) 1 標準作業手順書の写しを添付すること。

2 選果こん包施設名、生果実名、所在地及び責任者氏名については、英文併記とすること。

3 登録後に植物防疫所ホームページに掲載されることを望まない場合は、備考欄にその旨を記載すること。